

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年11月7日（木曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 武藤 隆夫 君

○欠席委員（2名）

11番 兼村 正美 君 27番 林 修美 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	津谷 和子 君
農業委員会事務局書記	河村 茂範 君	板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 主事	加藤 恵子 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 10月は利用状況調査、11月は婚活イベント、2回の先進地視察研修等色々と皆様にはご足労おかけいたしますがよろしくお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 1971年から始まった減反政策が見直されるとのことで皆様も気にかかる場所だと思われそうですが、正確な情報入手と動向を注視していきたいと考えております。婚活イベントもいよいよ開催の運びとなりましたが、うまくことがすすむよう見守りたいと思います。

○議長（深川俊朗君） ただ今から関市農業委員会総会を開催します。本日は、11番 兼村正美委員、27番 林 修美委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

24番 相宮千秋委員、25番 永井博光委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、県立関有知高校の南西150mほどなどに位置する田、3筆435㎡です。

譲受人は、同一生計の父親から、申請地を無償で譲り受けたいというもの。譲渡人は、家族間の安定を図るため、長男に贈与するというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、上之保中学校北東300mほどに位置する農振農用地である畑、2筆332㎡および畑、2筆379㎡です。

譲受人及び譲渡人は、昭和40年頃より、畑を交換して耕作しているため、今回交換登記を行いたいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、上之保中学校北東300mほどに位置する農振農用地である畑、307㎡です。

譲受人及び譲渡人は、昭和40年頃より、畑を交換して耕作しているため、今回交換登記を行いたいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅武芸川西北西450mほどに位置する農振農用地である畑、706㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲り渡したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○10番（天野邦男君） 1番について異議ありません。

○21番（土屋尊史君） 2番、3番について異議ありません。

○25番（永井博光君） 4番について異議ありません。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の4件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は3ページになります。

1番の案件は位置図が5ページになります。

申請地は、稲口地内、稲口公民センターの南西210mほどに位置する登記地目が山林、現況地目が雑種地582㎡のうち342.13㎡です。

申請人は、両親と同居しているが、住居が手狭になってきたため、自己用の住宅を建設したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、東本郷通2丁目地内、吉野公園の北90mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、2筆627㎡です。

申請人は、農業経営が困難になってきたことや申請地が、日当たりがよく面積も広いことから、太陽光発電施設を建設したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、下白金地内、あかつき老人ホームの南西110mほどに位置する田、1252㎡のうち636㎡です。

申請人は、現在、造園土木業を営んでおり、営業拡張にともない、申請地を、資材置場及び駐車

場として利用したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、武芸川町平地内、平区公民館の北東90mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、263㎡です。

申請人は、現在の住宅が手狭になってきたため、新たに自己用住宅を建築したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内、関市武芸川事務所の東180mほどに位置する田、680㎡です。

申請人は、申請地を長年休耕田として保管理してきたが、高齢により難しくなってきたため、今回太陽光発電施設を建設したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、半径300m以内に、公共施設（武芸川事務所）があるため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸谷口郵便局の北北東180mほどに位置する畑 52㎡です。

申請人は、駐車場が不足しており、申請地を埋立てし、利用者に貸し付けるため、駐車場を造成したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上6件について、ご審議をお願いします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 7番（加藤 徹君） 1番について異議ありませんが、農業者でない方が、雑種地を宅地にするような場合でも審議しなくてはいけないのでしょうか

○ 課長補佐（長尾成広君） 農地台帳上は畑になっていますので、農地法に関わってきます。よって審議の対象となるわけですのでご理解願います。

○ 議長（深川俊朗君） 2番について本日欠席の11番兼村さんから異議なしと伺っております。

○ 15番（山田公平君） 3番について異議ありません。

○ 24番（相宮千秋君） 4、5番について異議ありません。

○ 30番（藤川 勝君） 6番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は5ページになります。

1番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、鋳物師屋6丁目地内、桜ヶ丘小学校の東350mほどにある田、3筆1103㎡です。

譲受人は、申請地の近隣に小学校や病院などがあり、分譲住宅地には適していると考え、譲り受けるというもの。譲渡人は、高齢や農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が13ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、鋳物師屋字笠屋地区内にある関市笠屋土地区画整理 街区番号19地内などにある田、35筆27804.66㎡です。

賃借人は、申請地を借り受けて、スーパーマーケットを営みたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、20年間としています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、神野地内、本郷集会所の北西90mほどに位置する畑、433㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、今回、両親の居住する隣接地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が15ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、神野地内、坊地農業改善センターの道路をはさんで南に位置する田、2筆1713㎡のうち97.66㎡です。

使用借人は、現在居住している住居への進入路の巾が2メートルと狭いため、自己のための住宅への進入路の拡幅をしたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続しているもののため第1種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

5番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、富野小学校の南の北西120mほどに位置する畑、4筆498.57㎡です。

譲受人は、当該農地を譲り受け、太陽光発電施設を建設したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が17ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小野地内、小野構造改善センターの東80mほどに位置する畑436㎡です。

使用借人は、現在居住している住居が手狭になってきたため、申請地を祖父にあたる使用貸人より借りて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

7番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、稲口地内、稲口公民センターの北東210mほどに位置する田、2筆3534㎡です。

譲受人は、申請地に、自動車を直接販売する店舗及び修理工場を建設したいというもの。譲渡人は、生活資金の足しにするため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は倉知区内、めぐみの農協倉知支店の南西210mほどに位置する田6筆5813㎡です。

賃借人は、申請地を借り受けて、複合商業施設の駐車場を建設したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、30年間としています。

農地の区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に、2つ以上の教育・医療施設などの公共・公益施設があるため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が20ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの北東170mほどに位置する田2筆1881㎡です。

賃借人は、申請地が国道に面していて集客がみこめる土地であることから、申請地を借り受けて、コンビニエンスストアを建設し経営したいというもの。賃貸人は、土地の有効利用を図り、安定した収入を得るために、賃借人の申し出に応じるというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。賃貸借の期間は、25年間としています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、三洋堂新関店の南西250mほどに位置する市道沿いにある田893㎡のうち198.35㎡です。地積測量図の添付があります。

譲受人は、現在親と同居しており、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は22ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は小屋名地内、赤土坂公民センターの北北東190mほどに位置する田、2筆345㎡です。

申請人は親子であり、息子である使用借人は、現在賃貸住宅に居住しているが、家族も増え手狭になってきたため、今回使用貸人である父から申請地を借りて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人である父は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

12番の案件は位置図が23ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は武儀中之保地内、武儀間吹郵便局の北東880mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、3筆194㎡です。

申請人は、本人とその本人が経営する会社であり、使用借人は、申請地北隣に本店を置き、各種事業を展開しており、進入路や駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、進入路及び駐車場にしたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

13番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、NTT西日本電話交換局の北北西60mほどに位置する登記地目が雑種地、現況地目が畑、8.12㎡です。

譲受人は、愛知県に居住しているが、田舎暮らしに憧れ中古住宅を購入し、併せて、隣接する土地も譲り受け、申請地に桜の木を植え庭として整備したいというもの。譲渡人は、亡き母が一人暮らしをしていた住居に隣接する申請地である畑を、住宅とともに譲り渡すというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種

農地と判断します。

14番の案件で位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、NTT西日本電話交換局の北北西100mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、2筆62㎡です。

譲受人は、愛知県に居住しているが、田舎暮らしに憧れ中古住宅を購入し、併せて、隣接する土地も譲り受け、申請地を駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

15番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、上之保商工会館の東60mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が山林、2筆327㎡です。

譲受人は、樹木の生産に関する仕事をしており、本申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、相続財産管理人であり、申請地を譲り渡し、相続財産管理費用に充当したいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、山林で農地性はありませんでした。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

16番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保船山地内、上之保小学校の北北東3800mほどに位置する登記地目が田、現況地目が山林、4筆1618㎡です。

譲受人は、林業を営んでおり、本申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

10月18日に現地確認をしたところ、山林であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

17番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、小知野公民館の西310mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、2筆310㎡です。

譲受人は、子どもの離れ住宅として、本申請地及び住宅を譲り受けるもの。譲渡人は、相続及び遺贈で取得した本申請地及び住宅を、維持管理が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸市場地内、道の駅ラステン洞戸の西920mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が原野、92㎡及び登記地目が田、現況地目が原野、2筆1487㎡です。

譲受人は、林業を営んでおり、今回山林の買い入れに伴い、隣接する申請地などを譲り受け、植林したいというもの。譲渡人は、高齢で農業経営も困難であり、譲受人の申し出に応じ譲り渡すとい

うものです。

10月18日に現地確認をしたところ、原野であったため、始末書の添付があります。
農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

19番の案件は位置図が30ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、洞戸市場地内、洞戸中学校の南60mほどに位置する畑、224㎡です。

申請人は、親子であり、使用借人は、現在使用貸人と同居しているが家族が増え住居が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの11件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計19件につきまして、ご審議をお願いいたします。19番は野村農業委員が関係しているため、退席をお願いします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。まず、関係者の野村農業委員が退席されましたので先に審議します

○ 36番（武藤隆夫君） 19番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） それでは野村農業委員に入室していただき審議を続けます。

○ 32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。

○ 2番（大竹 誠君） 2番について異議ありません。

○ 3番（東山武司君） 3番、4番について異議ありません。

○ 6番（深川俊朗君） 5番、6番について異議ありません。

○ 7番（加藤 徹君） 7番について異議ありません。

○ 9番（沼田久男君） 8番について異議ありません。

○ 16番（山本 武君） 9番、10番について異議ありません。

○ 17番（足立孝弘君） 11番について異議ありません。

○ 19番（美濃羽久君） 12番について異議ありません。

○ 21番（土屋尊史君） 13番、14番、15番、16番について異議ありません

○ 24番（相宮千秋君） 17番について異議ありません。

○ 27番（林 修美君） 18番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の20件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

以上、議案第3号の所有権移転に関するもの14件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計20件につきまして、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 農地の買受適格証明につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第４号 民事執行規則第３３条の規定に基づき、農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。議案は２１ページになります。

１番の案件は位置図が３１ページになります。

申請地は、西田原地内、交告歯科医院の北東１２０ｍほどに位置する農振農用地である、田２１３９㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成２６年１月７日から１月１４日までです。

１０月１８日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

以上、１件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第４号の農地の買受適格証明について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第４号の６件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第５号 農用地利用集積計画の承認につきまして事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君）議案第５号 関市長より、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は２２ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの１３筆、使用貸借権の設定に関するもの１１筆 計２４筆の１１件について、承認を求められています。

更新が１０筆、新規が１４筆で、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が２４筆で、計３５８１１㎡です。

地区は、東本郷、塔ノ洞、千疋、小野、武芸川町八幡、中之保の６地区です。

設定を受ける者は、西村高行ほか計５者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第５号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第１号農地法第１８条第６項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君）報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回１件の届出があります。議案は２４ページになります。

番号１の案件は賃借人が田下喜代です。

武芸川町跡地内の農用地内の田、１５９４㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成25年9月29日です。

以上報告させていただきます。

○議長（深川俊朗君）この関係につきまして何かご意見はありますでしょうか。

特にないようですので、このまま許可します。

以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は11月25日午前10時から6階大会議室で開催予定ですのでよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君）これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

午前11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

㊟

24番 関市

㊟

25番 関市

㊟